

令和元年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益財団法人宮崎県健康づくり協会

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	宮崎県健康づくり推進センター管理運営等業務委託	健康づくりに関する研修、普及啓発、技術支援等に係る業務委託	66,720,000	第167条の2第1項第2号	当事業は、保健事業、生活習慣病等についてのデータ収集及び分析のほか、専門職を対象とした研修事業の実施等であり、事業を実施するためには、保健事業や健康づくりに関する高度な専門知識を要する。 したがって、事業実施に必要な専門知識を有する人材が複数所属しており、委託事業を全て実施できる体制が整っていること、市町村や関係機関等と密接な連携協力体制を有し、事業実施に際して必要な協力が得られること等が必要であり、これらの実施要件すべてに該当する団体は公益財団法人宮崎県健康づくり協会のみであることから、同協会と随意契約を締結することとしたものである。	福祉保健部 健康増進課
2	先天性代謝異常検査等事業	県内における新生児の先天性代謝異常検査等の業務委託	28,983,480	第167条の2第1項第2号	当事業は、放置すると知的障がいや生命に関わる重度な症状を来す新生児の先天性代謝異常等の早期発見、早期治療を目的としたものである。 専門性・緊急性が高く、特殊な検査機器や専門の知識・技術を備えたスタッフ、迅速なフォロー体制が必要であり、これらの条件を満たすのは公益財団法人宮崎県健康づくり協会のみであることから、同協会と随意契約を締結することとしたものである。	福祉保健部 健康増進課
3	糖尿病発症予防・糖尿病性腎症重症化予防調査・分析事業	糖尿病対策における保険者や医療機関の取組を把握し、評価する	1,154,000	第167条の2第1項第2号	当事業は、統計処理のみでなく、糖尿病の予防や対策に結びつけるため、データを疫学的に分析するなど、公衆衛生学的な調査分析技術が必要であり、保健事業や健康づくりに関する専門的知識を要する。 公益財団法人宮崎県健康づくり協会は、健診業務に実際に従事した経験のある人材(医師、保健師等)が揃っている。 健診の実態や医療機関の診療の実態等を踏まえたうえで総合的かつ効率的に事業を進めることができる団体は、公益財団法人宮崎県健康づくり協会のみであることから、同協会と随意契約を締結することとしたものである。	福祉保健部 健康増進課